平成２３年（フ）第３６１号
宮崎県児湯郡新富町大字三納代1885番地２
債務者　河野　由美
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３９５号
沖縄県那覇市泊２丁目21番地２千歳マンションＢ－６
債務者　髙林ひとみ（旧姓仲間）
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１０２号
茨城県取手市双葉３丁目６番４号、前住所東京都豊島区南大塚１丁目48番18号　ミクニハイツ101号
債務者　松下　　隆
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
茨城県牛久市南４丁目15番地17
債務者　木下みつ子
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６５号
茨城県稲敷市江戸崎乙821番地27　小川住宅
債務者　宮本　公江
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
茨城県牛久市東大和田町312番地２　グループホーム感感、前住所茨城県牛久市田宮町531番地31　堀田荘202
債務者　石森　裕一
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
茨城県牛久市牛久町９番地
債務者　佐野　永子（旧姓橋本）
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
長野県諏訪郡下諏訪町4414番地１　クリーンハイムあかすな201
債務者　濵　健二朗
１　決定年月日時　平成23年９月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第７２３号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町１丁目15番１号
債務者　川勝　陽子
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７２９号
兵庫県西宮市戸田町２番２―305号、前住所兵庫県西宮市甑岩町10番５―106号
債務者　小城　裕子（旧姓坂田）
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７４２号
兵庫県尼崎市武庫之荘７丁目14番18―402号
債務者　和田亜佑美
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８１２号
兵庫県西宮市上ヶ原四番町３番８―106号、従前の住所兵庫県西宮市段上町８丁目９番５―202号
債務者　上田　修大
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１６号
宮城県大崎市古川諏訪１丁目３番48号
債務者　星　　一郎
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第６６１号
千葉県松戸市松戸新田573番地の10　鈴木テラスハウス２号
債務者　長島　　徹
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６７６号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目11番１号
債務者　井上　果林
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７０５号
兵庫県尼崎市口田中１丁目７番15―105号
債務者　島田屋根こと　島田　貴行
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２７号
徳島県三好市池田町西山谷尻4238番地５
債務者　小椋　法子
１　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
徳島地方裁判所美馬支部